

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須停車場線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>まで 加須市三俣二丁目一八番九地先</p>	<p>先から 加須市中央一丁目九一〇番一地</p>	<p>先から 加須市愛宕一丁目八七番一地 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>七・八四〇 二二・一〇</p>	<p>六・八五〇 一一・一二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>一一三・七〇〇</p>	<p>一一〇・六・八〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
		<p>旧Aの部分は加須市道として引き継ぐ。</p>	<p>備考</p>